



令和 5 年 1 月 3 1 日
総合政策局運輸審議会審理室

北九州港の港湾区域変更について

運輸審議会は、北九州港の港湾区域の変更に関する港湾管理者（北九州市）からの国土交通大臣への同意の申請事案に関し、所管局から幅広く説明を聴取し検討した結果、運輸審議会に諮らないで処分等を行うことができる事案として認定しましたので、お知らせいたします。

国際拠点港湾である北九州港の港湾区域の変更にあたって、同港の港湾管理者である北九州市から、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づき、国土交通大臣に対し同意の申請が行われている事案に関し、運輸審議会は、運輸審議会一般規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、所管局から、その変更の目的や影響等について幅広く説明を聴取し検討を行いました。

その結果、国土交通大臣の同意にあたっての港湾法上の要件を満たすことを確認するとともに、変更に伴う影響が生じうる関係機関との協議を経ており、かつその影響も限定的と考えられることなどを踏まえ、本日、国土交通省設置法第 15 条第 3 項の規定に該当する事案（運輸審議会に諮らないで処分等を行うことができる事案）と認定しました。

聴取における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表します。
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田、廣井
(直通) 03-5253-8810

[港湾区域変更に関する問合せ先]

港湾局総務課 小野、岸
03-5253-8111 (46163、46164) (直通) 03-5253-8662

参考

●国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）（抄）

第5款 運輸審議会

（所掌事務等）

- 第15条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、軌道法（大正10年法律第76号）、都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、海上運送法、内航海運業法（昭和27年法律第151号）、内航海運組合法（昭和32年法律第162号）、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）、港湾法及び航空法（昭和27年法律第231号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。
- 2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。
- 3 第1項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。
- 4 （略）

●運輸審議会一般規則（昭和27年2月16日運輸省令第8号）（抄）

（軽微な事案）

- 第12条 運輸審議会が事案を軽微なものとする認定は、関係官庁の職員の説明を聴取してするものとする。
- 2 運輸審議会は、事案を軽微なものと認定したときは、当該事案の申請書その他の書類にその旨を表示するものとする。

●港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（設立等）

- 第四条 （略）
2・3 （略）

- 4 次の各号に掲げる港湾において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、前項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出がなかつたとき、又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、港務局の港湾区域

について、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾 国土交通大臣

二・三 (略)

5～13 (略)

(港湾管理者としての地方公共団体の決定等)

第三十三条 (略)

2 第四条第二項から第十三項までの規定は、前項の場合に、同条第四項から第九項までの規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域を変更する場合に、第九条第一項の規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域を定め、又はこれを変更した場合に準用する。この場合において、第四条第三項中「港務局の設立を発起する関係地方公共団体」とあるのは「単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者としての地方自治法第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体の設立を発起する関係地方公共団体」と読み替えるものとする。

(運輸審議会への諮問)

第六十条 国土交通大臣は、次の事項に関しては、これを運輸審議会に諮らなければならない。

一 第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の同意（国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに限る。）

二～五 (略)